

# 杉風会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、杉風会（兵庫県神崎高等学校同窓会）と称し、その本部を母校内におく。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会報並びに会員名簿の発行。
- (2) 文化及びスポーツ後援。
- (3) 親睦会、その他必要と認められる事業。

## 第2章 組織

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

ア 兵庫県立福崎高等学校粟賀分校卒業生。

イ 兵庫県立神崎高等学校卒業生。

(2) 特別会員 母校の現職員並びに旧職員にして正会員に属さないもの。

第5条 本会には、次の役員をおく。

- |           |     |                                      |
|-----------|-----|--------------------------------------|
| (1) 会 長   | 1 名 | 理事より選出し、総会の承認を必要とする。                 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 | 全 上                                  |
| (3) 総 務   | 若干名 | 理事より会長が推薦委嘱する。                       |
| (4) 会 計   | 1 名 | 会長が1名、推薦委嘱する。                        |
| (5) 監 事   | 2 名 | 理事より1名、会員より1名、会長が推薦委嘱する。             |
| (6) 理 事   |     | 各回期委員より1名選出する。                       |
| (7) 回期委員  |     | 各回期生より若干名選出する。                       |
| (8) 校内理事  |     | 正会員たる母校教職員全員。                        |
| (9) 顧 問   |     | 校長及び本会に功労のあった者の内より理事会の承認を得て、会長が委嘱する。 |

第6条 各役員任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、役員は、任期が満了しても、後継者が就

任するまでは、その職務を行う。

第7条 役員権限及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 総 務 会長、副会長を補佐し、会務の調整を行う。
- (4) 会 計 財産を安全な方法によって管理する。
- (5) 監 事 財務事務について監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。
- (6) 理 事 会務の運営に必要な事項について審議、会務遂行に協力する。
- (7) 回期委員 その回期を掌握し、会務遂行に協力する。
- (8) 校内理事 本会の事業及びその業務遂行に協力する。
- (9) 顧 問 会長の諮問に応じる。

### 第3章 会 議

第 8 条 本会は、次の会議を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 代表役員会

第 9 条 総会は、本会の最高決議機関であつて、正会員をもつて組織する。

1 総会は、会長が必要と認めたとき、または、理事会の決議による要請があつたとき、会長は、これを招集する。

2 総会には、次の事項を提出して、その承認を得る。

- (1) 事業報告及び決算報告。
- (2) その他、理事会が必要と認めた事項。

第10条 理事会は、総会に次ぐ決議機関で、理事をもつて組織する。

1 理事会は、会長が必要と認めたとき、または、理事の4分の1以上が開催を要求したとき、会長は、これを招集する。

2 総会の決議を要するもので、緊急を要して、その決議を得るいとまのない事項を審議決定

できる。但し、決議事項は、次の総会で承認を得なければならない。

第11条 代表役員会は、会長、副会長、総務、会計、監事をもつて組織する。

- 1 代表役員会は、会長が必要と認めたとき、会長は、これを招集する。
- 2 本会則に定めなき事項については、代表役員会において、これを処理する。

第12条 各会議における決議方法は、出席会員をもつて成立し、過半数の賛成をもつて決議する。

### 第4章 会 計

第13条 会員は、入会金として卒業または在学時に別に定めた金額を納付することとする。但し、特

別会員は、これを徴しない。

第14条 本会の経費は、会員の会費及び事業益金、寄付金によって賄う。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第16条 会長は、財産の収支について会計年度終了後、会計報告書及び、監査報告書を作成し、代表役員会に提出して、その承認を得なければならない。

### 第5章 附 則

第17条 本会会則の変更は、総会の承認を得ることを要する。

第18条 本会則は、平成19年5月21日より施行する。

## 杉風会慶弔規程

### 第1章 総 則

第 1 条 杉風会（兵庫県神崎高等学校同窓会）の慶弔に関しては、この規程によるものとする。

### 第2章 慶弔金の算定

第 2 条 慶弔金は別表に定めるとおりとする。

### 第3章 附 則

第 3 条 この規程は、平成21年5月29日代表役員会にて決定。

別表

| 区 分    | 種 別    | 金 額 等  |
|--------|--------|--------|
| 理事及び顧問 | 死亡（本人） | 10,000 |
| 特別会員   | 死亡（本人） | 3,000  |

## 会費規程

平成6年に改正（神崎17回生から）

納入額は、6,000円。